

電気通信大学西 1 1 号館（イノベーティブ研究棟）の管理運営に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）に置く複合的機能を有する西 1 1 号館（「イノベーティブ研究棟」と称するものとし、以下「研究棟」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第 2 条 研究棟に、オープンラボ、インキュベーション施設、宿泊室及び共用部分を置く。

（館長）

第 3 条 研究棟に館長を置き、本学の理事又は職員のうちから、学長が指名する。

- 2 館長は、研究棟の管理運営を統括する。
- 3 館長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（管理運営）

第 4 条 第 2 条に定める各施設の管理責任者及び運営組織は、次のとおりとする。

施 設 名	管理責任者	運営組織
オープンラボ・スペース	研究担当理事	役員会
インキュベーション・スペース	産学官連携センター長	産学官連携センター
宿泊室	総務担当理事	人事労務課
共用部分	研究担当理事	役員会

（使用の許可）

第 5 条 第 2 条に定める各施設を使用しようとする場合は、各施設の定めるところにより、使用許可を受けなければならない。

（経費の負担）

第 6 条 第 2 条に定める各施設を使用する場合には、使用責任者は別に定めるところにより、使用に係る経費を負担しなければならない。

（運営連絡委員会）

第 7 条 研究棟の運営に関し、重要事項を審議するとともに、各施設間の連絡調整を図るため、イノベーティブ研究棟運営連絡委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 館長
 - (2) 各施設の管理責任者
 - (3) 各施設の管理運営に携わる者で、各管理責任者が指名した者各 1 人
 - (4) その他館長が必要と認めた者

- 3 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会は、館長が主宰する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究棟の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年1月18日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第3条第1項の規定により最初に任命された館長の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 2 この規程の施行後、第7条第2項第3号及び第4号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。